

Q

19

## 補助人の任務の終了

- 1 補助人に選任されましたが、補助人の任務はいつまで続くのですか。
- 2 補助人の任務を終えるときには何をしたらいいでしょうか。



A

- 1 補助人の任務が終了するのは、①被補助人が死亡したとき、②被補助人の判断能力が回復して補助開始の審判が取り消されたとき、③補助人が辞任したとき、④補助人が解任されたときです。
- 2 財産管理について代理権を付与されている場合、任務を終了する際に、財産の引継ぎをする必要があります。補助人は、それまで管理していた被補助人の財産について、管理の計算をし、それを家庭裁判所に報告し、相続人又は被補助人若しくは新しい補助人に引継ぎをして任務が終了します。

### 【被補助人が死亡したとき】

被補助人が死亡したときには、すみやかに家庭裁判所に連絡してください。戸籍又は除籍の謄本等を提出していただくなど、必要な手続についてご説明いたします。また、東京法務局にも、終了の登記の申請書を提出してください（後記「法務局関係申請書」参照）。

財産管理について代理権を付与されている場合には、管理していた財産を相続人に引き継いでください。

### 【被補助人の判断能力が回復して補助開始の審判が取り消されたとき】

判断能力が回復して、補助人が必要なくなった場合には、家庭裁判所に「補助開始の審判の取消」の申立てをしてください。取消の決定が出たら、補助人の任務は終了します。

この場合、被補助人であったご本人に財産を引き継ぎます。

### 【補助人が辞任するとき又は解任されたとき】

辞任についてはQ 18を、解任についてはQ 1【補助人の責任】をご覧ください。

《財産管理について代理権を付与されている場合》

**【管理の計算】**

補助人の任務が終了してから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算をしなければなりません。補助監督人が選任されている場合は、補助監督人が立ち会わなければなりません。

計算が終わったら、その結果を、財産を引き継ぐ相手と家庭裁判所に報告してください。

\* 万一、補助人ご自身が死亡したときは、ご親族のどなたかが家庭裁判所に連絡してください。被補助人の権利保護に支障を来さないよう、すみやかに後任の補助人を選ばなければならないからです。

また、新しい補助人への財産の引継ぎは、ご親族にお願いすることになります。